

令和7年8月22日

鈴鹿市議会議長
野間 芳実 様

産業建設委員会

委員長 加藤 公友

委員会行政視察報告書

下記のとおり実施いたしましたので報告いたします。

記

- 1 実施日
令和7年7月30日：愛知県瀬戸市
7月31日：静岡県富士市
8月 1日：群馬県前橋市
- 2 参加者氏名
委員長 加藤 公友
副委員長 藤井 栄治
委員 石田 秀三
委員 桐生 常朗
委員 森 雅之
委員 南条 雄士
随 行 伊藤 大也
- 3 視察先及び事項
愛知県瀬戸市：地域資源を活かした官民連携による地域活性化
について
静岡県富士市：立地適正化計画について
群馬県前橋市：農業集落排水事業の在り方について
- 4 視察報告
(1) 愛知県瀬戸市：地域資源を活かした官民連携による地域活性化について
瀬戸市は中部経済圏の中心地である名古屋市の北東約20kmに位置しており、面積は
111.40 km²、人口は約13万人の市である。

ア 市の観光振興体制

まず、市の観光振興体制については、商工観光課が、企業誘致などを行う部署と及びものづくり関係の企業を支援している部署と一緒に業務を行っている。

その中で、観光は観光係という位置付けの中で観光協会の事務局も担っており、観光協会の専任職員は会計担当1名のみである。観光係は正規職員が9名、会計年度任用職員が2名で、観光協会の事業だけではなく、公園管理や瀬戸蔵の施設管理なども行っている。

そのような中、観光情報公式サイト の運営も行っており、Instagramは、1日1投稿を目標に観光係の職員が行っている。観光課という立場と観光協会の立場の違いとして、観光課であれば、公共的なもののPRでないとバランスがとれなくなるが、観光協会は個別のお店のPRもできるため立場を変えながら、観光推進に繋がるような事業を行っている。

イ セともの祭について

(ア) 実施体制・役割分担

このような中、全国最大級の陶磁器イベントであるセともの祭について調査を行った。まず、セともの祭の実施体制と役割分担であるが、大セとものまつり協賛会という組織を作り、主な事務局は商工会議所や瀬戸市が行っている。その上で、セともの祭について、市は観光係の職員3名から4名を中心に事業を行っている。

市が行っている役割としては、市有地、道路、施設の借用、臨時駐車場の調整、警察・消防への届出、照会、協力依頼、他市との調整、市広報誌への情報提供を主な業務として行っている。

一方、観光協会としては、事前の清掃活動やセともの祭の一部分の事業の企画、観光協会として行っているポスター作製などを観光協会の予算も使いながら行っている。

また、商工会議所としては、セともの祭の行事の取りまとめを行っている。基本的には大セとものまつり協賛会として行事を行うのではなく、各種団体に申請していただき、事業はそれぞれの主催者が実施する形になっている。

また、セともの祭開催中は、国道を2日間臨時的に止めるため、交通規制の調整や、官公庁、各種団体との調整、問い合わせの対応を行っている。

そのほか、土曜日の夜に花火の打ち上げを行うにあたって、寄付の募集や花火の打ち上げ場所の設置、打ち上げの実施の見守りまで行っている。

当日は、Instagramを活用したり、FMラジオと連携し、駐車場の情報や行事の情報を掲載・配信している。また、総合案内所の運営を行い、迷子や救護の方の対応をしている。

(イ) 運営体制

次に、運営体制について、大セとものまつり協賛会が中心になって運営しているが、構成する団体としては、瀬戸市、商工会議所を初めとして、愛知県陶磁器工業協同組合、瀬戸陶磁器卸商業協同組合、愛知県珪砂鉦業協同組合の3つの陶

磁器組合、瀬戸市の自治連合会、瀬戸市商店街連合会、窯神神社崇敬会、観光協会が主なメインの構成団体である。

その中で、それぞれの団体が、事務局を持って主体的に動いているため、例えば、廉売市は国道を止めてテントを約 200 基張り、陶磁器を売るということをしているが、これは、瀬戸陶磁器卸商業協同組合が主体となり、瀬戸市と連携を取りながら実施している。

そのほか、警察、消防、保健所、名古屋鉄道、愛知環状鉄道、グリーンシティーケーブルテレビ、ラジオ S A N Q や、当日はバス停やタクシー乗り場を移動するため、名鉄バス、名古屋タクシー協会も関係者として入っている。

(ウ) 目的

次に、せともの祭の目的について、まず、このせともの祭自体が産業祭という意味合いが強く、陶磁器作家が主ではなく、問屋の組合が中心に廉売市を企画し、始まった催しである。

また、瀬戸には磁祖・加藤民吉が、染付き焼きを九州で学んできたことで、瀬戸窯の復興に繋がったという歴史があるため、磁祖・民吉を祀るお祭りという意味合いがある。そのため、イベントの中ではそのような部分も分かっていたけような展示や紹介を毎年何らかの形で行っている。

(エ) 予算

次に、予算について、せともの祭は年間約 2,500 万円の予算で行っている。そのうち、瀬戸市が大せとものまつり協賛会に負担金として例年 1,300 万円支出している。また、観光協会としても年間約 180 万円の予算を持っており、事前の清掃活動、P R 活動、当日のイベントの一部運営等に支出している。

(オ) 来場者の算出

次に、来場者は、主催者発表で 36 万人と公表している。算出方法については、正確に、人数をカウントするというのではなく、前年を基準として出展者への意見聴取や、尾張瀬戸駅の利用人数、臨時駐車場の満車状況などを勘案し、来場者を算出している。

(カ) 交通対策

次に、駐車場及び交通対策について、せともの祭は 9 時からの催しで昨年も 10 時台にはどこも満車となり、それが夕方まで続く状況であるため、駐車場が足りていないという認識はある。駐車場の情報を知っている方は最初から名鉄沿線に車を停めて電車で来る人がおり、自然と分散はしているため、市としては、駐車場をさらに作ろうとは考えておらず、公共交通機関の利用を呼び掛けている。

次に、公共交通機関の利用状況について、大きな混乱等は生じていないが、土曜日の花火終了後、混雑がみられるため、3 本の臨時列車を出してもらっているが、常に 30 分程度待たないと電車に乗れない状態となっていることが課題である。

そのため、駅と連携し、電車を待っている人達をきちんと整列させて、速やかに駅から帰っていただく仕組みを検討している。

いろいろ試行錯誤をしながら、安全な祭りの開催に向けて動いているため、い

ただいた意見を参考にし、せともの祭を進化させていきたいと考えているとのこと。

(キ) 市民の意見や関わり方

次に、せともの祭に対する意見として、個別の意見はあるが、祭り自体に対する反対意見は少なく全体として肯定的に市民は捉えている。

例えば、せともの祭の花火は、瀬戸工科高校のグラウンドから上げるため、毎回花火のガラが町の方に飛んでいくことになる。そのため、朝、職員を含めたボランティアなどで、ガラを回収しているが、地元に住んでいる人は軒先に集めて、回収しやすい状況を作っていたり、「昨日の花火は良かった」や「頑張っ

てね」と声をかけていただくことがある一方、新住民の方は、花火が上がると本部に連絡があったり、ガラが落ちていると問い合わせがある。

また、市内に交通規制をかけると渋滞をすることにより、車が出せない、車が動かないなどの苦情がある。

次に、せともの祭開催にあたり、企業等と協力して行っていることについては、せともの祭を開催する2週間前に、観光協会主体でクリーンアップ大清掃という清掃活動を行っている。

そこには市内外の企業が、企業も自ら自社のTシャツを着て積極的に参加いただいている。

また、新しい取り組みとして、窓口案内業務係として高校生ボランティアを24人募集したところ、2日間で定員を満たすなど関心の高さが伺えた。今後、公立高校とも繋がりを持つ中で運営ができれば良いと考えているとのこと。

ウ その他の取り組み

そのほか、せともの祭以外の瀬戸市での取り組みであるが、ふるさと納税については、瀬戸市には、陶芸だけでなく木工、ガラス、アートの作り手が200人以上いるため、ものづくりのまち瀬戸を体感していただけるような陶芸、ガラス、木工などの体験型の返礼品を増やしていきたいと考えているとのこと。

また、企業アンバサダー制度については、企業アンバサダーとして市のプロモーションに寄与することで、各企業がそれぞれ取り組んでいるSDGs目標の達成への取り組みを発信することで、企業と市の両者のイメージアップと認知度の拡大を図ることを目的としている。

企業アンバサダーになると、市から瀬戸市ロゴマークのデータの提供や専用ステッカーを提供したり、市ホームページ・広報せとなどに企業アンバサダーとして紹介している。一方、企業アンバサダーとして、ロゴマークを各企業の名刺や印刷物に印刷したり、ホームページやSNSを活用して瀬戸市の魅力を発信していただいている。

エ 所感

瀬戸市は観光協会の役割も担いながら商工会議所とも連携し、民間でできないことを市が担い、市ができないことを商工会議所などが担うなどお互いを補完しながら

ら事業を進めていると感じた。また、せともの祭以外にも日常的に連携体制がしっかりできていると感じた。

せともの祭を開催する前に行うクリーンアップ大清掃は市民や市内企業などが参加しているということで、市民も祭りにただ参加するだけではなく、みんなで関わり、作り上げていくことによって、シビックプライドの醸成に繋がり、一体感が出ていると感じた。

また、企業アンバサダーという制度があり、シティプロモーション戦略として様々な企業を巻き込みながら行っており、イベントが1個の点ではなく、色々なものが線で繋がり合って、大きな相乗効果を生んでいると感じた。

(2) 富士市：立地適正化計画について

富士市は静岡県東部に位置しており、面積は244.94 km²、人口は約24万人の市である。

ア 集約連携型都市づくりについて

(ア) 概要

富士市では、これまで人口が増加をしてきており、無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図ることを目的に優先的かつ計画的に市街化を進める区域の市街化区域と、原則として開発や建築行為が制限されている市街化調整区域に分けることで、土地利用の規制、誘導を行ってきた。

今後人口減少が進むと、富士市へ来ていただく人の減少、空き家の増加、バス利用者の減少などの問題が生じてくるため、これからは人口減少時代に対応した都市を幾つかの拠点に集約し、ネットワークでつないでいくという集約連携型都市づくりを進める必要がある。これにより一定の人口密度を確保して暮らしの質を維持することができるため、まず、最初の推進戦略を平成31年3月に策定し、集約連携型都市づくりを進めてきた。また、この計画は概ね5年ごとに成果を検証し、見直しを図ることとしている。

集約連携型都市づくりは、都市全体を見渡ししながら市街化区域のほか、市街化調整区域においても進める必要があるため、立地適正化計画と市街化調整区域の土地利用方針の2つの計画で構成している。

イ 立地適正化計画について

まず、1つ目の立地適正化計画については、人口減少社会を見据えた土地利用等に関する計画のことである。

人口が減少しても、暮らしの質を維持するため、市街地のあり方にメリハリをつけるものである。具体的には都市機能や居住地を一定のエリアに緩やかに誘導することになる。緩やかに誘導するというのは、都市拠点の魅力を高めて自然とそこに住みたいと思えるような都市づくりを進めることや、この考え方を周知し、住みかえ等のタイミングで誘導区域を含めた検討を行っていただくなどであり、強制的に居住を誘導するものではないということである。

(ア) 集約連携型都市づくりの手法

立地適正化計画では、誘導区域の設定、誘導施設の設定、誘導施策の設定を行い、集約連携型の都市づくりをどのように進めていくのかを示している。

誘導区域の設定について、富士市では法で定められた都市機能誘導区域と居住誘導区域に加えて、多様な暮らしを実現するため市独自の区域として、住宅店舗等共存区域、ゆとりある低層住宅区域、工業振興区域を設定している。

1つ目、都市機能誘導区域は、スーパーや病院、公共施設などの都市の機能を誘導、集約する区域である。2つ目、居住誘導区域は、一定の人口密度を確保し、利便性の高い生活利便施設を維持するための区域である。3つ目、住宅店舗等共存区域は、住宅と商業施設が共存し、利便性が高い生活環境をつくる区域である。4つ目、ゆとりある低層住宅区域は、閑静でゆとりある低層住宅に特化した区域である。5つ目、工業振興区域は、産業基盤を維持し、企業の操業環境をつくる区域である。

この5つの区域の設定は、都市計画マスタープランで示す将来都市構造図、公共交通や生活利便施設の立地状況、災害ハザードの状況を重ね合わせた上で設定している。

令和6年の改定では防災指針の策定に伴い、災害ハザードの状況を分析した結果を踏まえ、災害リスクの高い箇所への居住の誘導は行わないこととしている。

なお、吉原駅南側と田子浦地区の一部の居住誘導区域に津波浸水想定区域と津波災害警戒区域が含まれているが、津波避難タワーの建設やハザードマップの整備など、警戒体制が進んでいることから、居住誘導区域に含めることとしている。

次に、都市機能として誘導する施設の設定について、市役所や大学病院などの都市の機能となる施設やスーパーマーケットや金融機関など生活利便施設などを誘導施設として設定し、街中に位置する新富士駅やJR富士駅、土地区画整理を行った富士中部周辺地区、吉原中央駅の周辺には、大学や病院、大規模小売店舗等を誘導することとしている。

次に、誘導施策の設定について、集約連携型の都市づくりを実現するために5つの基本方針を設定し、それに基づいた施策を展開している。

そのうち、基本方針1では、利便性が高く、魅力ある拠点づくりを進め、住みたいと思える都市づくりを進めている。

基本方針2では、集約連携型都市づくりの考え方の啓発や誘導区域内における開発を促進するための情報提供などの施策を展開している。

基本方針3では、良好な住環境を維持するため、空き家の有効活用、移住定住の促進、開発許可制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進といった施策を展開している。

その中で、移住定住の促進策の一つとして、他自治体からの移住に関する2つの補助金がある。

まず、移住就業支援補助金は国の制度であり、単身移住の場合、60万円の補助があり、市独自に40万円の加算がある。また、2人以上の移住の場合、100万円の補助があり、さらに18歳までの場合、市独自に100万円の加算がある。

次に、先導的テレワーク移住者支援補助金は、住宅の取得費や引越し費用につい

て最大 50 万円の補助がある。

基本方針 4 では、公共交通は暮らしの足として移動しやすいネットワークでつながり必要があるため、富士駅北口などの公共交通結節点の機能強化や、MaaS の導入推進などの新たな公共交通サービスの導入や、自動運転バス導入に向けた取り組みのための施策を展開している。

基本方針 5 では、災害ハザード情報を収集・整理し、都市の情報と重ね合わせ、災害リスクと防災上の課題を抽出し、防災・減災に向け方針を検討し、具体的スケジュールと目標値の検討を行っている。

その中で、災害リスクの分析は、災害ハザードと建物分布や建物階数など都市の情報を重ね合わせるにより、定量的に評価を行っている。災害リスクの分析を踏まえ、都市機能及び居住を誘導するにあたっての防災上の課題を抽出している。

課題としては、都市機能及び居住誘導区域内の浸水リスクへの対応や、浸水被害の多い地域での浸水対策のほか、居住誘導区域外における津波や洪水による浸水リスクへの対応が求められる。これらの課題に対応する取り組み方針は、ハード整備によるリスクの低減とソフト対策によるリスクの回避を基本として 5 つの方針を設定している。

(イ) 市民の意見聴取

次に、立地適正化計画を策定する際の市民の意見については、都市計画マスタープランを策定する際に設定した市民懇話会があったため、令和 4 年、令和 5 年に 2 回ずつ開催し、意見をいただいている。また、パブリックコメントの実施前に、地域別説明会を 7 回開催している。

なお、立地適正化計画策定にあたって審議会等は設置していないが、既存の都市計画審議会に 3 回報告をし、最終的には令和 6 年 2 月の都市計画審議会にて審議を経て策定に至っている。

(ウ) 計画策定時の補助

次に、立地適正化計画策定にかかる国等の助成について、平成 31 年 3 月に立地適正化計画策定の際は、平成 29 年度に請負金額 1,490 万 4 千円に対し、補助金 237 万 2 千円、地方創生推進交付金 216 万 5 千円をいただいている。また、平成 30 年度に請負金額 831 万 6 千円に対し、補助金 387 万円をいただいている。

また、令和 4 年度、令和 5 年度ともに請負金額の 2 分の 1 の補助金を国からいただいている。

(エ) 届出制度

次に、立地適正化計画における届出制度について、これは、市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度である。届出をすることで、区域外でも建設が可能になるが、誘導の効果が薄れるわけではなく居住誘導区域や都市機能誘導区域といった立地適正化計画の考え方を周知する機会であると捉えている。

現在ある居住誘導区域、都市機能誘導区域は固定ではなく、例えば、あるエリアが区域外だが、非常に開発ニーズの高いところがあるという場合には、5 年に 1 度

の見直しの中で、区域の見直しの1つの材料として、届出を把握している。

ウ 市街地調整区域の土地利用方針について

市街化調整区域は、市街化を抑制するという考えのもと、原則として建築行為は制限されている地域である。

人口減少や産業需要の高まり等の社会情勢の変化により、既存集落の維持や既存工業地における操業環境の維持などのほか、近年では学校の統廃合に伴う跡地の活用や観光振興などを実施する開発事業などの需要への対応など新たな課題に対して、土地利用の考え方を示す必要がある。

そこで都市計画マスタープランで示す市街化調整区域における秩序ある都市的土地利用の実現を踏まえて、方針1、既存集落地等における住環境の維持、方針2、既存工業団地における操業環境の維持・向上、方針3、新たな産業用地の確保、方針4、公共公益施設における跡地の利活用、方針5、観光資源の有効活用の5つの土地利用方針を示している。

土地利用方針を実現するための手法は、地区計画制度の適用と立地基準の運用の2つがある。

(ア) 地区計画制度の適用

まず、実現手法の1つ目、地区計画制度の地区計画は、都市計画法に位置付けられた制度で、地区独自のルールを設定することで、地区の特性を生かしたまちづくりが可能となる。

地区計画の策定により、新規の店舗、新たな住民の住宅の建築が可能となり、コミュニティの維持や生活環境の向上が図られる。

また、地区計画の策定には、本制度を適用できる区域、つまり適用候補地区であること、地区計画は地区が必要とする場合に策定ができるもので、市が政策的に策定するものではないということ、地区計画の中で定めた道路などの施設は開発者等が主体となって整備をするという3つの原則がある。

次に、地区計画制度の適用可能な地区は上位計画による位置付けや人口や産業の集積があるかなどの定量的な基準により、産業用地開発型、既存集落環境保全型、インターチェンジ周辺土地利用誘導型、住宅団地環境保全型の4つの類型ごとに18地区を設定している。

このうち産業用地開発型にある富士山フロント工業団地周辺地区は、令和2年4月に都市計画決定を行い、富士市で初めて市街化調整区域において地区計画制度を適用している地区となっている。

(イ) 立地基準の運用

次に、実現手法の2つ目の立地基準とは、市街化調整区域において開発することが可能な施設や許可の基準などを定めたものであり、一定の基準を満たすことで、市街化調整区域の建築が可能となる。

今後も社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて立地基準の運用の見直しを行い、土地利用の規制誘導を図っていきたいと考えているとのこと。

エ 所感

富士市は都市機能誘導区域と居住誘導区域が市街化区域であり、5つの基本方針の実現に向け、14の誘導施策を展開し、新たな公共交通サービスを導入するなど、様々な誘導施策を実施している。

また、防災もしっかりと取り入れた計画になっており、災害リスクの高い箇所への居住の誘導は行わない都市計画を行っており、こういうところまで踏み込んで計画しているところが勉強になった。

届出制度の運用では、立地適正化の将来的な計画を知ってもらう良いチャンスと捉えており、実際、区域外への開発も減っており、いたずらな開発を避けるための手法として有効であると感じた。

今後、災害リスクもあるため、様々な区域に緩やかに誘導していくことが必要である。

富士市では市民とも対話をし、将来もしっかり考えているため、本市も参考にし、計画を立てていく必要があると感じた。

(3) 前橋市：農業集落排水事業の在り方について

前橋市は群馬県の中央部よりやや南に位置しており、面積は 311.59 km²、人口は約 32 万人の群馬県の県庁所在地であり中核市である。

ア 農業集落排水事業の経緯

まず、前橋市の農業集落排水事業は、昭和 54 年に前橋東部地区の小屋原集落排水処理施設が供用開始になって以降、平成 22 年の白河東地区農業集落排水処理施設の供用開始により、採択事業すべてが完了し、農業集落排水事業の施設は 19 か所、20 処理区となっている。

また、総務省からの要請を受け、令和 5 年 4 月 1 日から地方公営企業法を全部適用するとともに、公営企業管理者の所管として水道局へ事務を移管している。

イ 料金徴収業務の効率化について

まず、前橋市では上水道、下水道、農業集落排水のすべての徴収業務を業務委託している。窓口及び電話受付の従事者は昼休みや繁忙期であっても、常に適切な人数が配置されているため、市民の待ち時間の短縮に繋がっている。また、市の職員は異動があるが、委託業者は常に徴収業務を取り扱っているため、安定した市民対応が可能となり、市民サービスの向上に繋がっていると考えているとのこと。

また、収納率については、委託会社の安定的な徴収業務により高い収納率を維持している。令和 6 年度調定の農業集落排水施設使用料を含めた下水道使用料の 4 月末時点での収納率は 98.85%となっている。また、令和 5 年度の調定の収納率は 99.91%となっており、過年度債権の徴収に対しても、時効まで粘り強く対応している。

これらのことから、市民の苦情対応も含めて市民対応は委託業者が行うため、職員の窓口業務にかかる負担が軽減し、担当業務に専念することができるとのこと。

また、徴収業務について、委託先では債権回収が困難な案件は市長部局の収納業

務に特化した債権管理室に債権移管するか、債権放棄を行うなど、判断は市が行い、適切な債権管理を行うことが可能となっている。

次に、委託前と比較したコスト削減効果について、委託内容は収納業務のほかに検針業務、メーター交換など水道局全体の業務が包括的に含まれている。それとは別に上水場の運転監視等業務委託も行っており、そのすべての委託料プラス人件費の合計が委託を開始する前の人件費を下回っているため、費用面の削減効果はあるとのこと。

ウ 維持管理の効率化について

次に、維持管理業務の民間委託について、前橋市農業集落排水施設の維持管理には、下水道と違い施設規模が小さいため、供用当初から運転管理委託をしており、委託前とのコスト比較をすることはできない。

ただ、前橋市は平成 16 年に、大胡町、宮城村、粕川村、平成 21 年に富士見村と合併しているため、合併当初はその地区ごとに請負業者がおり、その委託業者が技術力不足であったため、水処理の悪化を招いたとのこと。

そういったことから、現在は維持管理の質を確保する目的で業者を選定する中で、保有資格や、ある程度の規模の処理場の管理実績を求めるなど、現在は施設の専門知識を持っている民間業者に委託をし、苦情等もなく、安定した水処理を行っている。

維持管理費削減の面では、平成 28 年度に込皆戸地区集落排水施設にて、これまで一体型ばっ気攪拌方式を採用していたが、微細気泡ディフューザと水中ミキサー併用方式を導入したことで、工事費は約 2,500 万円、電気料金は年間約 54 万円いずれも削減が図られ、維持管理費の抑制に十分な効果があると評価している。

エ 使用料について

次に、使用料単価の見直しの検討について、前橋市農業集落排水事業は、令和 5 年度から公営企業会計として経営を開始したが、令和 4 年度までは市長部局に特別会計を設置し、事業を運営していた。

事業を開始した昭和 54 年時は、農業集落排水事業に係る使用料単価は公共下水道の単価の 1.8 倍の設定で始めており、その後、1.5 倍に変更した後、平成 12 年、農業集落排水事業特別会計の設置の際に、汚水処理サービスの公平性の観点から、公共下水道の使用料体系を適用し、下水道と同額の使用料としている。

また、令和 5 年度に地方公営企業法を適用し、水道局で事業を所管することになって以降、使用料改定の必要性は感じつつも、見直しの検討までできていない状況である。

単価の見直しという点だけで言えば、市長部局が所管していたころに何度か単価を見直しているが、使用者が享受する汚水処理サービスの公平性の観点、つまり政策判断による見直しであり、公営企業として独立採算制に則った適正な使用料設定に向けての見直しではなかった。

現在、公営企業として、令和 5 年度、令和 6 年度と 2 回の決算事務を終えたところで、農業集落排水事業では、汚水処理に要する経費を使用料収入で賄えておらず、

独立採算性の原則には則っていない状況である。

この状況を踏まえ、水道局としては、適正な使用料設定に向けて本格的な検討をしたいところだが、市の政策判断として、公共下水道の使用料体系を適用し、不足があったとき、つまり赤字分については、一般会計で補填するという協定に基づいて、基準外の繰り入れをしている状況であるため、公営企業として独立採算を高めるなど、企業としての効率性等を考えた上での使用料改定というのは、難しいのが現状である。

なお、令和5年度決算では収益が出ているが、それは、一般会計から赤字補填分として、約3億円の繰り入れを行っている。

オ 処理施設の統合について

次に、現在計画している農業集落排水事業の流域下水道への接続及び処理施設の統合については、まず、1つ目として、前橋東部地区において、流域下水道への接続に向けて協議を行っており、今年度、前橋東部地区集落排水処理施設統合基本設計業務を発表し、流域下水道への接続を進めていく予定である。

2つ目として、稲里地区農業集落排水処理施設を新長屋地区集落排水処理施設へ統合する計画を進めており、令和8年度に統合接続管工事を行い、令和9年度に供用開始予定である。

3つ目として、コミュニティプラントである城南住宅団地排水処理施設を荒砥北部農業集落排水施設へ統合する計画を進めており、今年度、詳細設計をし、来年度、接続管の工事を行い、令和9年度から供用開始という計画で進んでいる。

また、処理施設の統合や流域下水道への接続ができない処理施設については、単独での継続使用の方向であるが、施設ができてから20年ほどしか経っていないところもあるため、この先、管路の更新が必要になる際に処理施設を作り直すか、戸別に浄化槽を設置することになるかと思うが、現段階ではそこまで検討していない。

今後、現在3つの統廃合が動いている中で、次の計画を検討する必要がある。

カ 所感

農業集落排水処理施設の設備について、前橋市では、一体型曝気攪拌装置を微細気泡ディフューザー及び水中ミキサーに交換することで、従来のものより、工事費を約2,500万円縮減でき、年間の電気料金が約54万円節約できたため、本市もこのような設備を参考にする必要がある。

農業集落排水事業は、汚水処理に要する経費を使用料収入で賄えておらず、下水道に比べて、多くの費用がかかっているため、今後、農業集落排水施設は、計画をしっかりと立て、統合できるものは統合し、下水道へ接続できるものは下水道へ接続していく必要がある。

5 視察写真

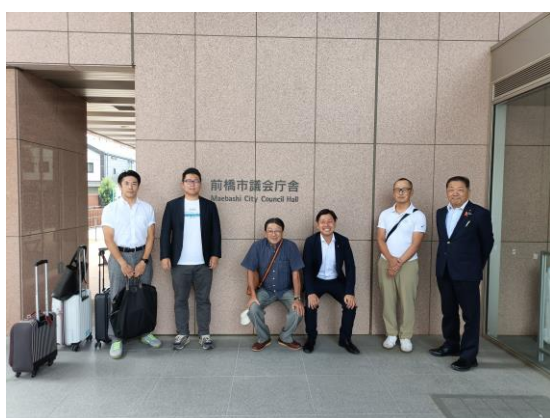
(1) 瀬戸市議会



(2) 富士市議会



(3) 前橋市議会



以上、視察報告とする。